

## 愛媛大学附属学校園等における動物の飼育に関する取扱い

令和6年6月13日

学 長 裁 定

愛媛大学動物実験規則第35条に基づき、愛媛大学教育学部附属幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校、愛媛大学附属高等学校並びに愛媛大学城北保育所及びあいあいキッズ（以下「附属学校園等」という。）において、生態の観察を目的として飼育する動物に関する事項は、愛媛大学動物実験規則第3条及び第7条から第29条までの規定によらず、下記のとおり取り扱うものとする。

### 記

- 1 附属学校園等において、哺乳類、鳥類又は爬虫類を生態の観察を目的として飼育する（以下「動物を飼育する」という。）場合は、本取扱いの対象とする。
- 2 動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）を遵守し、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成19年環境省告示104号）に準じて行い、及び学校における望ましい動物飼育のあり方（文部科学省委嘱研究 日本初等理科教育研究会）を参考にすること。
- 3 動物を飼育する場合は、愛媛大学動物実験委員会委員長が別に定める動物飼育届出書を届け出ること。

### 附 則

この取扱いは、令和6年6月13日から施行する。

# 動物飼育届出書

愛媛大学動物実験委員会委員長 殿

愛媛大学附属学校園等における動物の飼育に関する取扱い（学長裁定）に基づき、以下のとおり届け出ます。

届け出年月日 年 月 日

区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続（変更※1 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
飼育目的	
飼育責任者名	
所属	
職名	
連絡先（内線）	
飼育従事者名	
飼育動物種	
匹数	
飼育動物種	
匹数	
飼育動物種	
匹数	
飼育施設 ※2 写真を添付	
確認事項	飼育責任者、飼育従事者ともに「動物の愛護及び管理に関する法律」を遵守し、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に準じて動物飼育を行います。また「学校における望ましい動物飼育のあり方」を熟読しました。チェック→ <input type="checkbox"/>

※1：変更箇所は朱書きで訂正してください。

※2：実際に飼育している様子がわかる写真を添付してください。

受付年月日 年 月 日

本学で飼養する動物の取扱いについて（参考）

部局等	飼育動物種	適用規則等	提出書類	審査等	承認者	教育訓練	備考
1. 以下（2～9）以外	哺乳類、鳥類又は爬虫類	動物実験規則	動物実験計画書	動物実験委員会による審査	学長	必要	大学で飼養する動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類）はすべて動物実験規則の対象
2. 農学部附属農場	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3. 附属高等学校	〃	〃	〃	〃	〃	〃	附属高等学校で飼養する動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類）のうち、 <b>試験研究に用いる場合</b>
	〃	附属学校園等における動物の飼育に関する取扱い	動物飼育届出書	委員長へ届出	委員長	不要	附属高等学校で飼養する動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類）のうち、 <b>飼養管理の教育と育種改良に用いる場合</b> 責任は各現場（動物実験委員会はどこで何をどのくらい飼育しているか把握）
4. 教育学部附属幼稚園	〃	〃	〃	〃	〃	〃	責任は各現場（動物実験委員会はどこで何をどのくらい飼育しているか把握）
5. 教育学部附属小学校	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
6. 教育学部附属附属中学校	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
7. 教育学部附属特別支援学校	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
8. えみかキッズ（城北）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
9. あいあいキッズ（重信）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃